

安全保障理事会決議 2071 (2012)

2012年10月12日、安全保障理事会第6846回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理決議 2056 (2012)、2012年3月26日の安保理議長声明 (S/PRST/2012/7)、2012年4月4日の安保理議長声明 (S/PRST/2012/9) 並びに 2012年3月22日、2012年4月9日、2012年6月18日、2012年8月10日そして2012年9月21日のマリおよびサヘルに関する安保理報道声明を想起し、

マリの主権、統一および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認し、

サヘル地域における不安定さおよび急速に悪化しつつある人道状況について、それは武装やテロ集団の存在とその活動によりまた同地域の内外からの武器の拡散により更に複雑にされていることについて、安保理の重大な懸念をくり返し表明し、そして同地域および以遠についてのマリ北部における不安定さの社会的影響力について深刻な懸念を表明したサヘル地域全体の安定を守るために速やかに対応する必要性を強調し、

マリ北部において治安と人道状況の悪化が継続していること、イスラーム・マグリブのアル・カーイダ (AQIM) を含むテロリストの構成員、それと協力関係にある集団および他の過激派集団の砦が増えていること並びにサヘルおよび以遠の諸国にとっての社会的影響力について安保理の深刻な懸念をくり返し表明し、

マリ領土における治安と統一を確保することおよび国際人道法、法の支配並びに人権を尊重してその文民を守ることに對するマリ当局の主要な責任を強調しそしてマリにおける危機に対する持続可能な解決はマリ人主導であるべきことを強調し、

マリ北部における犯罪者集団の活動について重大な懸念を表明した薬物取引のような不法な活動を含む越境組織犯罪に取り組むため、関連する国際連合機関、地域的および国際的機構並びに二国間協力者と協力して、マリ当局、近隣諸国および同地域の諸国との間の協力と調整を高める緊急の必要性を認め、

国際社会に対し、治安、開発および人道問題を包含している当面のまた長期の必要性のための調整された行動を通してマリにおける危機を解決するための支援を提供することを奨励し、

マリ陸軍を再組織しその北部がテロリスト集団により占拠されているマリの領土保全を回復したまたテロと闘うための軍事援助を要請している西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) 宛の 2012年9月1日付マリ暫定当局の書簡に留意し、

マリにおける ECOWAS 部隊の展開のための条件に関する ECOWAS 宛の 2012年9月23日付マリ暫

定当局の書簡に留意しまたそこに概略が示された行動に対処する重要性を強調し、

マリ北部における占領地域を回復するため、国際連合憲章により規定された第VII章にもとづいて行動するマリ陸軍を支援する国際的軍事部隊の安全保障理事会決議を通した、展開の承認を要請している、事務総長に宛てた 2012 年 9 月 18 日付マリ暫定当局の書簡に留意し、

国際連合憲章第VII章の職務権限にもとづいたマリにおける安定化部隊の展開を承認する安全保障理事会決議を要請している事務総長に宛てた 2012 年 9 月 28 日の ECOWAS 書簡に留意しまたマリにおける安定化部隊の展開についての概念、様式および手段を微調整することに関してアフリカ連合を従事させるためにアフリカ連合に宛てた 2012 年 9 月 28 日の ECOWAS 書簡に更に留意し、

マリ危機に関して、アフリカ連合と調整した、ECOWAS の取組と指導力並びに国際連合、他の地域的および国際的機構、近隣国、同地域の諸国並びに二国間協力者により、マリにおける危機の解決において果たされた重要な役割を認め、またこれに関連して継続的な調整を求め、

国際連合および ECOWAS と協議したアフリカ連合により開催される、マリ北部における危機を解決するマリ暫定当局に対する国際的支援の様式を明確にする目的で、2012 年 10 月 19 日のバマコにおけるマリに関する支援・フォローアップグループの会合を期待し、

武装叛徒、テロリストおよび他の過激派集団により、マリ北部において犯された、マリの文民、特に女性と子どもに対する、殺害、人質を取ること、略奪、窃盗、文化的小および宗教的遺跡の破壊並びに子ども兵士の勧誘を含む、人権侵害を強く非難し、かかる行為の幾つかは、ローマ規程の下での犯罪に相当する可能性があることまたその犯罪者は責任を問われなければならないことを強調しそしてマリ暫定当局が 2012 年 1 月以降のマリ北部における状況を 2012 年 7 月 18 日に国際刑事裁判所に付託したことに留意し、

ECOWAS の後援の下での枠組協定の 2012 年 4 月 6 日の調印によるものを含む、憲政秩序の回復、包括的な国民対話および枠組協定の調印から 12 か月以内の自由、透明且つ公正な大統領選挙の計画のための行程表の策定に向けてマリにより講じられた措置を認め、

マリにおける事態が国際の平和および安全に対する脅威を構成することを認定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. マリ国家統一政府の任命を歓迎し、ディオクンダ・トラオレマリ暫定大統領の活動に対する安保理の支援を表明しまたマリ暫定当局に対し、具体的な措置と予定表と共に移行に向けての詳細な行程表を提示することおよび民主的な制度の強化並びに移行の終了までに時宜を得た、平和的、包括的且つ信頼に足る選挙を実施することを通してマリ共和国における憲政秩序の回復に向けた取組を加速することを促す。

2. マリ陸軍の構成員は、暫定当局の活動を妨害すべきでないという安保理の要求をくり返し表明し、マリにおける対象を特定した制裁を採択する ECOWAS による決定および勧告に留意しまた必要な場合には適切な措置を審議する安保理の用意があることを表明する。

3. マリの叛徒集団に対し、テロリスト組織、特に AQIM およびそれと協力関係にある集団とのあらゆる結びつきを断ち切ることを求め、また決議 2056(2012)の第 20 項および第 24 項を想起して、AQIM およびそれと協力関係にある集団を含むテロリスト組織とのあらゆる結びつきを断ち切っていないマリ
の叛徒集団に対する対象を特定した制裁を採択する安保理の用意があることを表明しまた 1267/1989
委員会が、加盟国の要請に基づいて、決議 1267 (1999) および 1989 (2011) に従って、アル・カーイ
ダと関係を有するマリにおける個人、集団、企業および団体の名前をアル・カーイダ制裁一覧表に付け
加える決定を下すものとするを更に決定する。

4. マリの暫定当局、マリの叛徒集団およびマリ北部の地方住民の適法な代表に対し、マリの主権、
統一および領土保全に留意して、持続可能な政治的解決を求めるため信頼に足る交渉過程に、可及的速
やかに、関与することを促した事務総長、並びに近隣諸国、地域諸国、国際的および地域的機構並び
に他の二国間協力者に対し、このマリの政治過程を支援することを要請する。

5. マリの北部における全ての集団が、一般住民に対する対象を特定した攻撃、性的暴力、子ども兵
士の勧誘および強制移送を含むあらゆる人権侵害や国際人道法違反を止めることを要求し、また女性、
平和および安全、子どもと武力紛争および武力紛争下の文民の保護に関する全ての安保理関連決議をこ
れに関連して想起する。

6. 下記第 7 項に言及された事務総長報告書を受領するにあたり、マリ北部における占領地域を回復
するマリ陸軍を支援する国際軍事部隊に関するマリの暫定当局の要請に対応する安保理の用意がある
ことを宣言する。

7. 事務総長に対し、マリ、マリの近隣諸国、地域諸国および他の全ての利害関係のある二国間協力
者そして国際機構と密接に協議して、かかる国際軍事部隊に対するマリ暫定当局の要請に対応する取組
を合同で立案することにおいて、ECOWAS およびアフリカ連合を支援する軍事と治安の立案者を直ち
に提供することを要請し、また事務総長に対し、上述した協力者と密接に協議して、この決議の採択か
ら遅くとも 45 日までに、第 4 項および本項の下で提供された支援および構想された展開、とりわけ作
戦の概念、部隊生成能力および支援の財政的経費の手段および様式を含む国際軍事部隊に関するマリ暫
定当局の要請に対応する詳細且つ行動可能な勧告を含む、この決議の履行に関する書面による報告を提
出することを更に要請する。

8. マリの暫定当局に対し、上記第 6 項に概略が示された目標に関してとられた地域的および国際的
な準備の取組を促進する適切なあらゆる措置を直ちに講じることを求め、加盟国、地域的および国際的
機構に対し、テロリストおよび協力関係にある過激派集団と闘う取組において軍事訓練、装備の提供並
びに他の支援形態を通したものを含む、これらの地域的および国際的な準備の取組に対し調整された支
援を提供することを求め、そしてこれら加盟国および機構に対し、各自の貢献について事務総長に通知

することを更に招請する。

9. この文脈において、加盟国、アフリカ連合とヨーロッパ連合を含む地域的および国際的機構に対し、マリの国家領域全体にマリの国家権限を回復し、マリの統一と領土保全を支持した AQIM およびそれと協力関係にある集団により与えられた脅威を削減するため、各自の国内の要件に一致して、マリの陸軍および治安部隊に、調整された支援、専門知識、訓練および能力構築支援を、可及的速やかに提供することを求める。

10. サヘルへの国際的な取組を動員し、サヘルに関する国際連合の統合された戦略の履行を調整したマリ危機に対する包括的解決の限界を定義することに積極的に関与すべき、サヘル特使の事務総長による任命を歓迎する。

11. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。